

白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成28年白岡市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第6条第2項第1号の規則で定める法令の許可等を受けて行う埋立て等は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項又は第95条第1項の認可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2及び第88条において準用する場合を除く。）の確認又は同法第42条第1項第5号の指定を受けて行う埋立て等
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定により届け出て行う土砂等の埋立て等
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第2項若しくは第71条の2第1項の認可又は同法第76条第1項の許可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (8) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可を受けて行う土砂等の埋立て等
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を受けて行う土砂等の埋立て等

(施工基準)

第3条 条例第7条第4号に規定する施工基準は、別表のとおりとする。

(埋立て等の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第1号の土砂等による土地の埋立て等届出書により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、様式第2号の土砂等による土地の埋立て等（一時堆積）届出書により行うものとする。

3 条例第8条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立て等区域の図面（縮尺50分の1から25,000分の1程度までの位置図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図）
- (2) 現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるものでインスタント写真を除く。）
- (3) 土質分析計量証明書（土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの）
- (4) 様式第3号の運搬計画書（運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの）
- (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
- (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
- (7) 土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書（事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
- (8) 埋立て等の施工に係る契約書の写し（当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
- (9) 様式第4号の誓約書
- (10) 境界確認証明書
- (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
- (12) 様式第5号の残土証明書
- (13) 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (14) 施工者の住民票の写し（施工者が法人の場合にあつては、法人の登

記事項証明書)

(15) 様式第 6 号の埋立て等区域の土地に係る権利者の同意書

(16) 様式第 7 号の隣接する土地所有者の同意書

4 前項第 3 号の土質分析計量証明書は、次に掲げる物質を調査したものとする。

(1) カドミウム及びその化合物

(2) 六価クロム化合物

(3) シアン化合物

(4) 水銀及びその化合物

(5) セレン及びその化合物

(6) 鉛及びその化合物

(7) 砒素及びその化合物

(8) ふっ素及びその化合物

(9) ほう素及びその化合物

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める物質

(変更の届出)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、様式第 8 号の土砂等による土地の埋立て等変更届出書に、その変更の内容を示す前条第 3 項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第 11 条の規定による届出は、様式第 9 号の氏名等変更届出書により行うものとする。

(受理書)

第 6 条 市長は、条例第 8 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 10 条の規定による届出を受理したときは、様式第 10 号の受理書により事業主に通知するものとする。

(計画変更命令)

第 7 条 条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定による命令は、様式第 11 号の埋立て等計画変更命令書により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第 8 条 条例第 14 条第 2 項の規定による届出は、様式第 12 号の地位承

継届出書により行うものとする。

（一時堆積状況の届出）

第 9 条 条例第 15 条の規定による届出は、様式第 13 号の一時堆積状況届出書により行うものとする。

（中止又は完了の届出）

第 10 条 条例第 16 条の規定による届出は、様式第 14 号の土砂等による土地の埋立て等中止（完了）届出書により行うものとする。

（標識）

第 11 条 条例第 17 条第 1 項に規定する標識は、様式第 15 号の土砂等による土地の埋立て等標識のとおりとする。

（改善命令）

第 12 条 条例第 18 条第 1 項の規定による命令は、様式第 16 号の改善命令書により行うものとする。

（措置命令）

第 13 条 条例第 18 条第 2 項の規定による命令は、様式第 17 号の措置・中止命令書により行うものとする。

（報告）

第 14 条 市長は、条例第 19 条の規定による報告を求めようとするときは、様式第 18 号の土砂等による土地の埋立て等状況報告要求書を事業主等に送付するものとする。

2 事業主等は、前項の規定により報告を求められたときは、様式第 19 号の土砂等による土地の埋立て等状況報告書により市長に報告しなければならない。

（立入検査員証）

第 15 条 条例第 20 条第 2 項に規定する職務を示す証明書の様式は、様式第 20 号の立入検査員証のとおりとする。

（公表の方法）

第 16 条 条例第 21 条の規定による公表は、白岡市役所掲示場に掲示するとともに、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（書類の提出部数）

第 17 条 第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類の提出部数は、正本及び副本各 1 通とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

施工基準

1 一般基準

- (1) 危険防止及び不法投棄防止のため、埋立て等区域の周囲に塀又安全柵を設置すること。この場合において、埋立て等区域の出入口は1か所とし、埋立て等を行わないときは、出入口を閉鎖すること。
- (2) 埋立て等の施工時間は、午前8時から午後5時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始（祝日法による休日を除く。）は行わないこととし、車両の運行経路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止その他交通安全に必要な措置を講ずること。ただし、周辺住民の同意を得たときは、この限りでない。
- (3) 埋立て等の施工に当たっては、粉じん、騒音又は振動等により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 交通誘導員の配置、表示板の設置その他交通安全に必要な措置を講じ、事業に係る車両は、道路上に駐車しないこと。
- (5) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。ただし、境界杭が不明の場合は、関係者及び市担当課の立会いにより明確にすること。
- (6) 埋立て等の届出を行うときは、事前に白岡市教育委員会と埋蔵文化財について協議を行うこと。また、埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止した上で、白岡市教育委員会に連絡し、指示を受けること。
- (7) 埋立て等の期間は、9月以内とすること。ただし、一時堆積については、その目的に供される期間を堆積期間とする。

2 技術基準

- (1) 一時堆積を除く埋立て等の場合について
 - ア 土砂等の高さは、埋立て等完了時において、隣接する道路の側

溝面又は道路面より 30 センチメートル以下とし、2 以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。

イ 法面で施工する場合は、道路等への土砂の流出防止のため、法面は 30 度以内とし、十分に締め固めを行うこと。この場合において、埋立て等区域が、用排水路に面している場合は、境界から 30 センチメートル以上の平場を設けること。

ウ 埋立て等の影響により、道路排水に支障が出ないように十分配慮すること。

エ 埋立て等に掘削を伴う場合、現在の地表面より 2 メートル以上、隣接地より 2 メートル以内は掘削しないこと。

(2) 一時堆積の場合について

ア 一時堆積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より 2 メートル以下とし、2 以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。

イ 土砂等の周囲に、隣地及び道路、水路等の境界から 1 メートル以上の幅の安全帯を設け、法面は 30 度以内とし、十分に締め固めを行うこと。

ウ 一時堆積区域の周囲に、土砂等の高さ以上の塀を設置すること。

(3) 共通基準について

ア 隣地の境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留めを設置すること。

イ 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、防風網の設置又は散水等の対策を講ずること。

ウ その他市長が必要と認める措置を講ずること。